平成30年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	群馬県	
市町村名	吉岡町	

地方公共団体コード 1	0	3	4	5	4^6
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別コード特定市特定市	i· 以外	 の市	• • *町村	• 1 † • 2	12 2
団体区分コー	k	13			3 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

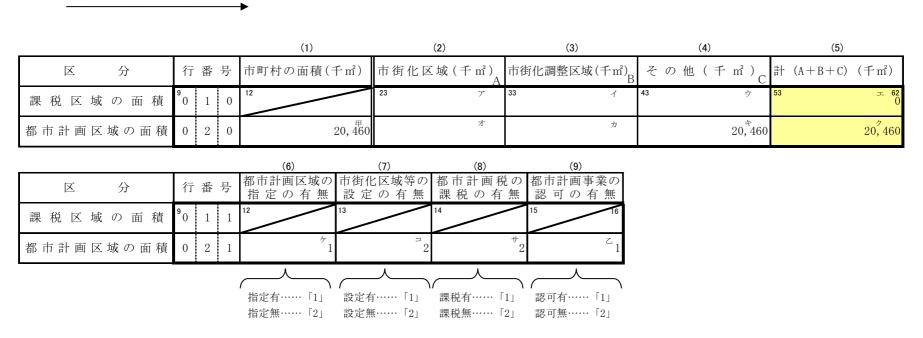
(注) 自動的に付与される。

地	方公	:共区]体:	ュー	ド	表看	番号
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	8 1

平成30年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道图	守 県 名	群馬県
市町	村 名	吉岡町



地方公共	団体コード	表看	昏号
1 0 3	4 5 4	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

都道	道 床	于県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

						(1)			(2)	(3)
⊵	公 分	行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個 人	90	1	0	12			0	22	32 41
土地	法人	0	2	0				0		
	計	0	3	0				0	0	0
	個 人	0	4	0				0		
家 屋	法 人	0	5	0				0		
	計	0	6	0				0	0	0
	個 人	0	7	0				0		
実 数	法 人	0	8	0				0		
	計	0	9	0		_	_	0	0	0

地	力が	〉共 🖯]体:	コー	ド	表看	番号
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

								(1)						(2)						(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	街	化	区	域	市	街	化	調	整	区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12					24							34					45
地	地	その他	0	2	0																		× 0
の	等	小 計	0	3	0					0							C)				0	t 0
地	J.	豊 地	0	4	0					ソ													⁹ 0
積 (千㎡)		計	0	5	0					チ 0							^س ()				テ0	١ 0
家床		造 家 屋	0	6	0																		0
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0																		0
の積 (㎡)		計	0	8	0					⁺ 0							= 0)				3 3	0
土	宅	宅 地	0	9	0																		* 0
地	地	その他	1	0	0																		, 0
0	等	小 計	1	1	0					0							C)				0	^ 0
筆	J.	豊 地	1	2	0					٤													7 0
数 (筆)		計	1	3	0					^0							т ()				<u></u>	0
家屋	木	造家屋	1	4	0																		0
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0																		0
数 (棟)		計	1	6	0					₹ 0							۵)				, O	0

地	方公	共同	引体	コー	ド	表看	季号
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	号	決	定	—————————————————————————————————————	格
				/m	0			市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計 (千円) 45 ÷ 57
		住	小規定		0	1	0	112	24	34	45 57
		宅	模 地	法人	0	2	0				† 0
	宅	用	— 住 宅		0	3	0				э 0
土		地	用 般 地	法	0	4	0				a 0
	地	非用	個人住宅		0	5	0				ラ 0
		住 宅 地	法人住宅	非用地	0	6	0				^y 0
地		小			0	7	0	0	0	0	ル 0
		農	地		0	8	0	ν			В 0
	7	E 0.) 他	1	0	9	0				0
		ŧ	+		1	0	0	0	0	0	0
家	木	造	家	屋	1	1	0				0
	木道	造 以 夕	トの家	₹ 屋	1	2	0				0
屋			+		1	3	0	0	0	Ŷ	
	合		計		1	4	0	0	⁹ 0	a 0	0

地方公	公共団体:	コード	表番号
1 0	3 4	5 4	⁷ 5 4 ⁸

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道	府県	名	群馬県
市	订 村	名	吉岡町

								(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域 (千円)	標 準	額 計 (千円) _A		調定見込額
		住	小住宅	個人	9()	1	1		25	35	47 × 60 C	B 61	A×B (千円)
			規規地	法人	0	2	1				<i>ъ</i>		
	宅	用用	一 住宅	個人	0	3	1				۲, ۵		
土		地	用 用 地	法人	0	4	1				⁵ 0		
	地	非 用住	個 人 住宅用	非月地	0	5	1				خ 0		
		宅地	法 人住宅用	非則地		6	1				** O		
地		小	計		0	7	1	0	0	0	<i>ئ</i> ، 0		
		農	地		0	8	1	き			< 0		
	Ž	その	他		0	9	1				O		
		計			1	0	1	0	0	0	0		
家	木	造	家 屋	101	1	1	1				0		
屋	木道	告 以 外	の家	屋	1	2	1				0	<u> </u>	
/		計			1	3	1	0	, and the second		C	<u> </u>	/
	合		計		1	4	1	الله الله الله الله الله الله الله الله	0	0	0	%	0

地	方公	:共区]体:	コー	ド	表看	番号
1	0	3	4	5	4	7 5	§ 5

第55表 平成31年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

_			(1)	(2)	(3)	(4)	
	区分	行番号	地 積 (㎡)	平成31年度分課税標準額	左に係る平成30年度 分課税標準額	納税義務者数(人)	1人当たり課税標準額
				(千円) A	(千円) B	С	<u>A</u> C(円) <u>B</u> C(円)
	法定免税点以上になる見込みの土	地 0 1 0	12	24	37	50 57	0 0

地	地方公共団体コード							
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	6	

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	
	区	行	番	号	納税義務者		地 積	決定価格			数
					(人)		(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0	1	0	12	24		39	54	69	80
平の			i	1		-					
) 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	0	2	0		-					
特成			4			1					
_ #	有担水準0.8以上0.85未満			0		1					
	負担水準0.75以上0.8未満		6			1					
十往				0		1					
定	負担水準0.65以上0.7未満			0		1					
上上	負担水準0.6以上0.65未満			0							
六化	4 <u> </u>			0							
年	負担水準0.5以上0.55未満			0		t					
	F 1 - 1 Mb 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		2								
市度区	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0							
	負担水準0.35以上0.4木満	1	4	0							
以垣				0							
	負担水準0.25以上0.3未満		6								
街前典	負担水準0.2以上0.25未満			0							
街 " 農	3 (3-3) 1 (1 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3		8								
参	負担水準0.1以上0.15未満		9								
掛	負担水準0.05以上0.1未満		0								
入	負担水準0.05未満		1			<u> </u>					
化	計			0	0)	0	0	0		0
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの			0							
平の	負担水準0.95以上1.0未満			0							
_ 成	3 (3-3) 1 1 1 2 3 (-1) 1 1 1 1			0		1					
V	負担水準0.85以上0.9未満			0		-					
_ #	f 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満			0		-					
	負担水準0.7以上0.75未満			0		1					
十往	有担水準0.65以上0.7未満			0		1					
	スニハーヤ・00人工・1八両		1			╁					
域七化			2								
11	負担水準0.5以上0.55未満		3								
年	負担水準0 45以上0 5未満			0		t					
農度	負担水準0.4以上0.45未満			0							
農	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0							
以垣	負担水準0.3以上0.35未満			0							
	負担水準0.25以上0.3木満		8								
後	負担水準0.2以上0.25未満		9								
後農地	負担水準0.15以上0.2未満	4		0				<u> </u>			
参	[負担水準0.1以上0.15术個	4		0							
+#	負担水準0.05以上0.1未満		2								
入几	負担水準0.05未満	_		0		_					
	計	4	4	0	0)	0	0	0		0

地	表番号						
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	6
							7

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

					(1)		(2)	(3)	(4)	((5)
	区 分	行	番	号	納税義務者(人)	地	積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	12 0	24	(39 0	54	69	80
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	0		(0	0		
	負担水準0.9以上0.95未満		7		0		(0	0		
	負担水準0.85以上0.9未満		8		0		(0		
	負担水準0.8以上0.85未満	_	9		0		0	·	0		
	負担水準0.75以上0.8未満		0		0		(ů		
合	負担水準0.7以上0.75未満	5		0	0		(v		
	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		2		0		(0		
	負担水準0.55以上0.65未満		4		0		(ů.		
	負担水準0.5以上0.55未満		5		0		(v		
	負担水準0. 45以上0. 5未満		6		0		(0		
	負担水準0.4以上0.45未満		7		0		(0		
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0		(0	0		
=1	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0		(0	0		
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0		(0	0		
	負担水準0.2以上0.25未満	6		0	0		(0		
	負担水準0.15以上0.2未満		2		0		(0		
	負担水準0.1以上0.15未満		3		0		(v		
	負担水準0.05以上0.1未満		4		0		(ů		
	負担水準0.05未満		5		0	ىد	C	0	0		
	計	6	6	0	0	Ċ	(0	0	せ	
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	_	そ		た	ち		

地方公共団体コード表番を										
1	0	3	4	5	4	7 5	8 7			
							_			

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

								(1			(2)			(3)		(4)		(5	j)
	_		目 等	特				宅	<u> </u>	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番	号	宅	地	そ	0	他	灰	70	1	10	ΡI	水	<u>Æ</u>
	71			77.					(千円)			(千円)		(千円)			(千円)		(千円)
課法		第10項(日本放送協会)	評価額	1/2	0	1	0	12		22			32		42		0	52	01
税第	法	MIVE (HTMANIA)	課税標準額	1/2	0	2	0										0		
州が			評価額	1/3	0	3	0				_								
標 7 標 0	第	第11項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/3	_	4					_								
^徐 0 2	214	第11次(日本原)//则元/两元恢悟/	評価額	2/3	_	5													
準	7		課税標準額	2, 0	-	6	_												
条	'	第12項(登録有形文化財等)	評価額	1/2		7											0		
<i>の</i>			課税標準額			8											0		
第	0		評 価 額 課税標準額	1/3		9											0		
特 2		第22項 (農業・食品産業技術総合研究機 第22項 構)	評価額		-	1	_										0		
19 2	2	1137	課税標準額	1/6		2											0		
例項			評価額			3											0		
,, <u>d</u>	条	第23項(新関西国際空港㈱)	課税標準額		_	4	_										0		
にか		# 0.175 (/= □ In □ /□ ∧ /#)	評価額	0 /5	1	5	0												
	第	第24項(信用協同組合等)	課税標準額	3/5	1	6	0		_					_					
ょっ		第26項(中部国際空港㈱)	評価額	1/2	1	7	0										0		
	2	77.20·吴(十即国际工程(M)	課税標準額	1/2	-	8	_										0		
_り こ	2	第28項(家庭的保育事業)	評価額	_		9													
書	+00		課税標準額		_	0	_												
減	項	第29項(居宅訪問型保育事業)	評 価 額課税標準額	-		1	_												
の			評 価 額			2						_						_	
額	カュ	第30項(事業所内保育事業)	課税標準額	_		4						_					_		
規			評価額			5											0		
と	2	第31項(認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2		6											0		
定			評価額	1 /5		7			_								_		
なに	ح	\$ 99 15 (具 7 科 兴 什 将 III	課税標準額	1/3	2	8	0					_				_	_		
		第33項(量子科学技術研究開発機構)	評価額	2/3	2	9	0												
るよ	書		課税標準額	4/3	3	0	0									_			
	Ħ	第34項(世界遺産)	評価額	1/3		1											0		
額る		カマ・A (円分 圏圧)	課税標準額	1/0	3	2	0										0		

	地	方グ	:共区]体:	ュー	ド	表都	昏号
	1	0	3	4	5	4	7 5	8 7
Ī								

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

									(1)			(2)			(3)			(4)			(5)
		地	等	特					宅	‡	也	等			農	地	土	地	計	家	屋
区分				例 率	行番号		号	:	宅	地	そ	の	他		120					2,	
			$\overline{}$		9 : :			12		(千円)	22		(千円)	32		(千円)	42		(千円)	52	(千円)
と課 税 標 7 ,準 0	第		評価額	1/3	3	3	0												0		
なの 2 特 条	7 0 2	第2項 (被災住宅用地等)	課税標準額		3	4	0												0		
例 の るに 3 よ の	条 の	第2 条 (极灰压七角地等)	評 価 額		3	5	0												0	/	
り 規 減 変 額額るに	3		課税標準額	2/3	3	6	0												0		
額計に代失災等の 4 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 7 0 2	減額分に相当する課税標	準額	1/2 減額	3	7	0		/			/		/	/			/			

1 0	地方公共団体コード表番											
1 0	3	4	5	4	7 5	8 7						

都道府県名	群馬県	
市町村名	吉岡町	_

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	_	地 [事 等	特			地等	- 農 地	土地計	家屋
区	分	·····································		例率	行番号	宅 地	その他			
に法		<u> </u>	$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円) 52
附則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	3 8 0					
第			課税標準額		3 9 0					
1 よ 5	法	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資	評 価 額	1/2	4 0 0				0	
条、		^{第13} 英 産)	課税標準額	1/2	4 1 0				0	
法		第17項 (PFI公共施設)	評 価 額	1/2	4 2 0					
附	附	第17章 (III 公共地区)	課税標準額	1/2	4 3 0					
り則第	PIT	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	4 4 0					
1		第18項 適用分)	課税標準額		4 5 0					
5 久		(都市利便施設)特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	4 6 0					
条 減の	則	適用分)	課税標準額		4 7 0					
2 又		第20項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	4 8 0					
は			課税標準額		4 9 0					
法 額附	第	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評 価 額 課税標準額	2/3	5 0 0 5 1 0					
観削	轫		評価額		5 2 0					
第		(身)海南京八县 不口坐儿小屋	課税標準額	1/2	5 3 0				0	
1 5		第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	評価額		5 4 0				0	
と条の	1	13 ME 13 P 37	課税標準額	3/5	5 5 0				0	
3			評価額	- 4.	5 6 0				0	
の規		第23項 (日本郵便㈱)	課税標準額	5/6	5 7 0				0	
な定	-	M 0 1 7	評価額		5 8 0					
によ	5	第24項 (鉄道再構築事業)	課税標準額	1/4	5 9 0					
る		空のです。(ハ 光汁 しょうごナナフ 外東島)	評価額	1 /0	6 0 0				0	
課		第26項 (公益法人が所有する能楽堂)	課税標準額	1/2	6 1 0				0	
る税標	条		評価額	1/2	6 2 0					
準		第27項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/4	6 3 0					
の 特		^{井2(場} 設等)	評 価 額	2/3	6 4 0					
額例			課税標準額	4/0	6 5 0					

1 0 3 4 5 4 ⁷ 7 8 7	地	方グ	:共区]体:	J —	ド	表看	昏号
	1	0	3	4	5	4	7 5	8 7

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

									(1)		(2)		(3)		(4)		(5	5)
	_		地	目 等	特				钅	Ē ļ	也	等	農	地	土	地	計	家	屋
X	分	,			例率	行 番		号	宅	地 (千円)	そ	の 他 (千円		(千円)		بال:	(千円)	*	(千円)
課法附		第31項	(駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	9 6	6	0	12		22		32	/	42			52	9
税則第	法			課税標準額		6	7	0											
_{too} 1		第35項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施	評価額	2/3	6	8	0											
ກ	附	为55万	設)	課税標準額	2/3	6	9	0											
準条、	113	笙39項	(認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額		7	0	0											
法	D.I	N100.Y	適用分)	課税標準額		7	1	0											
の附則	則		(農地中間管理機構に賃借権を	評価額	1/2	-	2										0		
特第		第42項	設定した農地) (存続期間10年以上)	課税標準額	1/ 2		3										0		
1	第		(農地中間管理機構に賃借権を	評価額	1/2		4										0		
例 5 条			設定した農地) (存続期間15年以上)	課税標準額	,		5						-				0		
に 2	1	第44項	(特定事業所内保育施設)	評価額	_		6										0		
, 2				課税標準額			7										0		
ょ よ は	_	第45項	(市民緑地)	評価額	-		8	_									0		
法	5	1		課税標準額			9										0		
り附則	kr		(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評 価 額 課税標準額	2/3		0	_		_			 						
減第 1	条	第48項	(立地誘導促進施設)	評価額	- /-	8	2	0									_		
額 5			(協定有効期間10年以上)	課税標準額	2/3	8	3	0								_	_		
その。	1法5附2	第2項	(JR北海道・四国に係る特例)	評価額	1/2	8	4	0									0		
9	² 条則 の第		(法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	課税標準額	1/2	8	5	0									0		
な 想	法	fate of	(旅客会社等に係る承継特例)	評価額		8	6	0									0		
定	の則	第1項	(法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	課税標準額	3/5	8	7	0									0		
るによ	第 3 ¹		(旅客会社等に係る承継特例)	評価額	0 /10	8	8	0					1				0		
額る	- 5 条	第1項	(法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	課税標準額	3/10	8	9	0									0		
	税等の減額	演芸術公演施設の11(改修実法附則第15条	減額分に相当する課程	兑標準額	1/3 減額	9	0	0								/			

1 0 3 4 5 4 5 7	地	方グ	:共区]体:	J —	ド	表看	昏号
	1	0	3	4	5	4	7 5	8 7

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

								(1)	(2)		(3)	(4)		(5	i)
		地「	等	特例率	行	番	号	宅 地	地 等 その	他	農	地	土地	計	家	屋
区分	<i>T</i>			半				(千円)		(千円)	•	(千円)		(千円)		(千円)
附 則 第 年 も も も も も も も も も も も も も も も も も も	第9項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置	評価額	_	9	1	0	12	22		32		42		»2	
第 1 1 7 条 注 に よ の 規 定 に よ の に よ り に り に り る り る り る り る り る り る り る り る		(わがまち特例) 適用分)	課税標準額		9	2	0									
平改成正	第2項	旧法附則第15条第1項	評 価 額	1/2	9	3	0									
2 8 生の	おど見	(倉庫)	課税標準額	· ·	9	4	0									
改 規 正 定 法	第3項	10 12/10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	評 価 額	4/5	9	5	0									
附に	310° K	公共施設等)	課税標準額	4/5	9	6	0									
則よ 第 _る 2	笠 5 1 百	法附則第15条の2第2項 ((JR三島特例) (法附則第15	評 価 額	2/5	9	7	0							0		
2 7 条の	第5項 条の3の適用のあるものをく)) (H29、30年度分)	<)))	課税標準額	3/5	9	8	0							0		

地方公共団体コード表番												
1	0	3	4	5	4	7 5	8					

都道府県名	群馬県	
市町村名	吉岡町	

地 目 等 特 特 特 特 特 特 特 特 特	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円) 52
区 分	(千円)	(千円)
正も正 法の法 米所平の 別成規 第2項 旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設)都市再生緊 急整備地域) 評価額 課税標準額 3/5 0 2 0 課税標準額 0 2 0	2	52
条 附 平 の 則 成 規 第 2 項 急整備地域) 課税標準額 0 2 0		
则 从 况		
第2年		
2 7 に ((都市利便施設) 特定都市再		
則 2 よ改 第 2 項 旧法附則第15条第20項 評 価 額 1/2 0 5 0		
第年も (スーパー中枢港湾) 課税標準額 1/2 0 6 0		
6 る正 第 年 も 法 1 改 の 7 正 の 規 法平定 第 3 項 (指定会社等の特定用途港湾施 課 2 項 2 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の 8 の	0	
送平定 第3項 (相定云社等の存定用逐径得施 条附成に 設) 課税標準額 1/2 0 8 0	0	
平改 旧法第349条の3第23項 評 価 額 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0		
2 法 3 第4項 (社会保険会成却制まれまれまな) 第4項 (社会保険会成却制まれまれまな)		
中		
改規 正定 第5項 旧法第349条の3第32項 評 価 額 1/3 1 3 0		
出た		
附 旧宏第349条の 3 第3349 評 価 額		
期 第 6 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理 機構) 1/2 課税標準額 1/2 1 6 0		
第 9 も 第10項 (指定特定重要港湾に係る港湾 評 価 額 1/2 1 7 0		
条の 施設) 課税標準額 1/2 1 8 0		
法も改 附の正 第4項 旧法附則第15条第36項 アンナ 第4項 日法附則第15条第36項		
則成の PFI公共何さはき施設) 課税標準額 2 0 0		
第 2 規 2 定 1 年に 4 年に 第 5 項 旧法附則第15条第37項 (DDI—船内 要 数 例 の 理		
1年に		

地	地方公共団体コード										
1	0		7 5	8 8							
							_				

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

								(1			(2)	_	(3)		(4)		(5))
区分		地	目 等	特例率	行	番	号	宅	地	世 そ	等の他	農	地	土	地計		家	屋(红田)
法改改 正		旧法第349条の 3 第25項	評価額		9 2	3		12	(千円)	22	(千円)	32	(千円)	42	(1	52		(千円)
法 附 の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/2		4										_		
規 定 則 に		旧法第349条の3第26項	評 価 額	1/2	2	5	0											
よっ	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	2	6	0											
第るもの		旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/2	-	7	_											
1 平 6 成			課税標準額			8	_											
2 0		旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評 価 額 課税標準額	1/2	1	9	-									_		
条正年 則1よ改		 旧法第349条の3第39項	評価額		_	1	_									_		
7 る 第年 も ひ	第4項	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/6	_	2	_									_		
改 0 0 2 0 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項	旧法第349条の3第40項	評 価 額	1/6	3	3	0											
条附成に	370° X	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	:	4	_											
年改 改正 法		旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3		5	_											
正の規			課税標準額 評 価 額		H	6 7	_						_			\rightarrow	_	
法定		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	ı.	8	_		_				_			\dashv		
附 よ 則る	第3項	旧法第349条の 3 第30項	評 価 額		-	9							_					
もの一		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/3	4	0	0											\neg
1 平 8 成		旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	_	1	_											
1 条 5 毎 則 年 の 3	京 改	(軽自動車検査協会)	課税標準額	_, _	4	2	0											
	Fの定改 女平に正 日法附則第15条第19項		評 価 額	1/2	4	3	0									0		
3法12項条附0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	1/4	4	4	0									0		

地	表番号											
1	0	0 3 4 5 4 5										

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

									(1)		(2)		(;	3)		(4)		(5	5)
			地	目 等	特例	行	番	号	宅 宅	地	也 そ	等 の 他	Į.	農	地	土	地	計	家	屋
区	分				率				(千円)		F)	-円)		(千円)			(千円)		(千円)	
平改				評 価 額	1/3	9 4	5	0	12		22			32		42			52	9
成正		旧法第349条 (農業・生物	の3第27項 勿系特定産業事業研究機	課税標準額	1/0	4	6	0												
7 法		構)	***************************************	評 価 額	1/6	4	7	0												
年の改				課税標準額	1/0	4	8	0												
正規正		旧法第349条		評 価 額	1/6	4	9	0												
法定	第3項	(日本電気記	十器検定所)	課税標準額	1, 0	_	0	1												
附に		旧法第349条		評 価 額	1/6	-	1	-												
則よ		(日本消防核	美定協会)	課税標準額	_, -		2													
		旧法第349条		評 価 額	1/6	<u> </u>	3	-												
第 _る		(小型船舶権	(兵) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	課税標準額	_, -	5	4	0												
2 6		旧法第349条		評価額	1/6	5	5	0												
条の		(軽自動車権	美査協会) 	課税標準額	1, 0	5	6	0												
		合	計	評 価 額		5	7	0		0			0		0			0		
			,	課税標準額		5	8	0		0			0		0			0		0
	第条3 7の		市街化区域農地としての記	平価額		_	9											0		
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課程	说標準額		6	0	0										0		
	第条3 8 の		市街化区域農地としての記	平価額		6	1	0										0		
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課税標準額			6	2	0										0		
	第条項1の	第法	育法 市街化区域農地としての評価額		/		3											0		
	6 5	9 則	則 減額分に相当する課税標準額			6	4	0										0		
	第条項1の	第法	市街化区域農地としての記	平価額	/	6	5	0										0		
		9則	減額分に相当する課税標準	性額		6	6	0										0		

地	方公	ド	表番号				
1	0	3	4	5	4	7 5	8

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(1)		(2)			(3	3)		(4)		(!	5)
	地目等	特				4	<u> </u>	地	等			農	地	土	地	計	家	屋
		例 率	行	番	号	宅	地	そ	Ø	他		辰	끄뜨		걔만	ΠI	※	产
区 分		半					(千円)			(千円)			(千円)			(千円)		(千円)
特地区 係た免 5 例及域 る土除条 措び外 特地区第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 6	7	0	12		22			32			42		0	52	61
例屋土外税第 ^則 措に地と免 6 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	6	8	0											0		
置係及な除項5法 るび区(5 特家た域課条 例屋土外税第 措に地と免8第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	6	9	0											0		
^直係住に日第^則る宅よ本1第	減額分に相当する課税標準額		7	0	0											0		
例地代に日15法 措に替よ本06 置係住る大項 (条 る宅被震 条則 特用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		7	1	0											0		
置係代に日15法 る替よ本16 特家る大項 _を	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	2	0		/			<i></i>			/					
特家る大項 条則 例屋被震(措に災災東第第		1/3 減額	7	3	0													

地	方公	表番号									
1 0 3 4 5 4 5 8											
							$\overline{}$				

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(1)		(2)	(3)		(4	1)	(5)
	地 目 等	特				宅	也	等	農地		土 均	也計	家	屋
区分		例 率	行	番	号	宅 地 (千円)	そ	の 他 (千円)		(千円)	1	(千円)		(千円)
措 (域 ((((((((((((((((((減額分に相当する課税標準額		7	4	0	12	22		32		42	0	52	
のに困第法 特保難 1 附 例る区 4 則 措代域項第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	5	0				/					
尊替內(5)家家居6屋屋住条	例 銀刀に作当り る味 恍 保 宇宙	1/3 減額	7	6	0									
15法第則年の定改 36	減額分に相当する課税標準額		7	7	0							0		
15法第則年の定改 46附5第改平に正 項条則 (1 法 2 るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額		8	_				/	<u></u>	/	<u> </u>		

地	方公	表番号					
1	0	3	4	5	4	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 群馬県

 市町村名
 吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5	i)
		区分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)			数 (筆)
	小	負担水準1.0以上	90	1	0	12	24	39	54	69	80
	,	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0						
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0						
		負担水準0.85以上0.9未満			0						
	模	負担水準0.8以上0.85未満			0						
		負担水準0.75以上0.8未満 2017年1月1日 1000年1月1日 1000年1月 1000年1月			0						
	住	負担水準0.7以上0.75未満			0						
		負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満			0						
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	_	•	0						
		負担水準0.5以上0.55未満			0						
	用	負担水準0. 45以上0. 5未満			0						
	Tip.	負担水準0.4以上0.45未満		-	0						
	地	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
宅		負担水準0.3以上0.35未満			0						
		負担水準0.25以上0.3未満			0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満	_	•	0						
	IEI	負担水準0.15以上0.2未満			0						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	_	•	0						
		負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05ま港			0						
)	負担水準0.05未満 	_		0			2	7		
		計			0	0	0	0	0		
		負担水準1.0以上			0						
	小	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満			0						
	規	負担水準0.85以上0.9未満			0						
	/96	負担水準0.8以上0.85未満			0						
	模	負担水準0.75以上0.8未満			0						
		負担水準0.7以上0.75未満			0						
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0						
		負担水準0.6以上0.65未満	_	-	0						
	宅	負担水準0.55以上0.6未満			0						
	ш	負担水準0.5以上0.55未満			0						
	Ж	負担水準0.45以上0.5未満			0						
	地	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満			0						
	20	負担水準0.3以上0.4未倘 負担水準0.3以上0.35未満			0	1	 	 	 	1	
	_	負担水準0.25以上0.3未満			0						
		負担水準0.2以上0.25未満			0			<u> </u>			
	法	負担水準0.15以上0.2未満		-	0					1	
	١.	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満			0						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4	3	0						
		計	1	1	0	0	0	٥ و	な 0		

地方公共団体コード 表番号 11 0 3 4 5 4 75 9⁸

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 群馬県

 市町村名
 吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者(人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
		負担水準1.0以上	9 4	_	0		24	39	54	69 8
	_			5						
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0					
	般	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0					
		負担水準0.85以上0.9未満		8						
	住	負担水準0.8以上0.85未満		9						
		負担水準0.75以上0.8未満		0						
		負担水準0.7以上0.75未満		1						
		負担水準0.65以上0.7未満		2						
		負担水準0.6以上0.65未満		3						
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4						
		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満		5 6						
		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.4以上0.45未満		7						
		負担水準0.35以上0.4未満		8						
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0				-	
		負担水準0.25以上0.35未満	6	0	0				-	
		負担水準0.2以上0.25未満		1					-	
		負担水準0.15以上0.2未満		2						
		負担水準0.1以上0.15未満		3						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4						
		負担水準0.05未満		5						
		計		6		0	0	E 0	۵ 0	
				7	•	•	Ů.	v	v	
		負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満		8						
		負担水準0.9以上0.95未満		9					-	
		負担水準0.85以上0.9未満		0					-	
	般	負担水準0.8以上0.85未満		1						
		負担水準0.75以上0.8未満		2						
	住	負担水準0.7以上0.75未満		3						
地		負担水準0.65以上0.7未満		4						
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		5						
		負担水準0.55以上0.6未満		6						
		負担水準0.5以上0.55未満		7						
		負担水準0.45以上0.5未満		8						
		負担水準0.4以上0.45未満		9						
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0					
		負担水準0.25以上0.3未満		2						
		負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0					
		負担水準0.15以上0.2未満		4						
		負担水準0.1以上0.15未満		5						
		負担水準0.05以上0.1未満		6						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	_	7				,		
					0			ね	Ø)	

地方公	公共団	体コ	ード	表番	\$号
1 0	3	4	5 4	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分	行:	番	号	納税義務者(人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
	0	1	0	12	24	39	54	69
[[[[[[[[[[[[[[[[[[[0	2	0					
スニバーの の人工の の人間	0							
			0					
			0					
		_						
复担水华0.4以上0.45木闹								
英国汽车0:00公里0:5次阿	0	8	0					
E I I I Mar a P. I I a a L. Mar								
	1							
	1		-					
	_	_						
. 台 切 水 淮 0 05 丰 湛								
, <u> </u>	- 1					<i>l</i> :+	71	
iT				0		0	0	
			_					
4b								
只但小毕U. 33以上U. 0不何		0						
只是水平0.00人间		1						
A La Little of the latest the lat								
上								
			-		l			
2(12/11 0.100/12 0. B) (11/11)						1		
A LE LONG OF DI LOCALITY							1	
○ 自担水淮0 05去港		1						
八	- 1	2	0	0) & O) IE O	
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0					
	商	商業 負担水準0.7超	商業 負担水準0.65以上0.7以下	商業 担 等 負担水準0.65以上0.7以下	(人) (人) (人) (日本年) (人) (人) (人) (人) (人) (日本年) (月本年) (日本年)	日本学 日本	日本学の 15以上の 15末満 日本学の 15以上の 15以上の 15末満 日本学の 15以上の 15末満 日本学の 15以上の 15以	日本地の 58以上の 15以上の 78大調



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行	番	号	納税義務者(人)	ł	地 積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆)
	商	負担水準0.70	93	4	0	12	24		39	54	69	80
宅	業	負担水準0. 69以上0. 70未満		5								
地		負担水準0.68以上0.69未満		6								
7.5		負担水準0.67以上0.68未満	3	7	0							
$\overline{}$	非	負担水準0.66以上0.67未満 負担水準0.65以上0.66未満	3	8 9	0						ļ	
17.	住宅	負担水準0.64以上0.65未満	4	0	0							
負	HH	負担水準0.63以上0.64未満	4	1	0							
担	地	負担水準0.62以上0.63未満 負担水準0.61以上0.62未満	4	2	0							
		負担水準0.60超0.61未満	4	4	0							
水	個人	負担水準0.60	4	5	0							
進	<u></u>	計	4	6	0	0		0	0	0		0
1		負担水準0.70	4	7	0							
0	業地	負担水準0.69以上0.70未満 負担水準0.68以上0.69未満	4	8 9	0							
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5	0	0							
	$\overline{}$	負担水準0.66以上0.67未満	5	1	0							
5	非住	負担水準0.65以上0.66未満 負担水準0.64以上0.65未満	5	2						ļ		
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 5	3	0							
0	用	負担水準0.62以上0.63未満	5	5								
7	地	負担水準0.61以上0.62未満	5	6	0							
	法	負担水準0.60超0.61未満 負担水準0.60	5 5	7 8	0					-		
	人	計		9		0		0	0	0		0



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者(人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
宅	ž.	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	⁹ 6	0	0	12 0	24 0	39	0	69 80
	_	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6	1	0	0	0	0	0	0
掛	1	税負担据置のもの	6			0	V	V	0	V
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6	-	0	0	Ů	Ÿ	0	ů
計	<u> </u>	負担水準0.2未満	6	4	0	0	0 *	ا 4	0	0
		計	6	5	0	0	0	0) ^t 0	0
	بيني ا	負担水準0.7超	6	6	0					
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	6	7	0					
	地	負担水準0.6以上0.65未満	6	•	0					
そ	LIL	負担水準0.55以上0.6未満		9	-					
	比	負担水準0.5以上0.55未満	7	0	0				 	
	準	負担水準0.45以上0.5未満	7	1	0					
	1.	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	7		0					-
σ	土	負担水準0.3以上0.35未満	7	J A	0				 	
V)	地	負担水準0.25以上0.3未満	7	5						
		負担水準0.2以上0.25未満	7		0				 	
		負担水準0.15以上0.2未満	7	7	0				 	
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	7	8	0					
1.CF	",	負担水準0.05以上0.1未満	7		0					
	人	負担水準0.05未満	8	_	0					
	$\overline{}$	計	8	1	0	0	0	0	0	0

地	方グ	〉共 🖔]体:	J —	ド	表番	号
1	0	3	4	5	4	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	争	差数
		—————————————————————————————————————	.1.1	Ħ	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	宅	負担水準0.7超	90	1	0	12	24	39	54	69	80
	-	負担水準0.65以上0.7以下		•	0						
	地	負担水準0.6以上0.65未満		3							
	比	負担水準0.55以上0.6未満		4	_						
	ᄮ	負担水準0.5以上0.55未満		5						Ì	
	準	負担水準0.45以上0.5未満		6							
	+:	負担水準0.4以上0.45未満		7							
	1.	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0						
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0						
_		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0						
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0						
		負担水準0.1以上0.15未満		3							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	_	4	•						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	_	5							
		言 十	_	6	_	0	0	0	0		0
		負担水準1.0以上	_	7	_						
		負担水準0.95以上1.0未満		8							
の	宅山	負担水準0.9以上0.95未満		9	•						
		負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 毎日水準0.9以上0.95未満		0							
		負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満		1 2							
	地	負担水準0.7以上0.75未満		3	_	-	<u> </u>		<u> </u>		
	外	負担水準0.65以上0.7未満		4							
		負担水準0.6以上0.65未満		5							
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6							
		負担水準0.5以上0.55未満		7							
	の	負担水準0. 45以上0. 5未満		8							
他	進	負担水準0. 4以上0. 45未満		9							
10		負担水準0.35以上0.4未満		0							
	+	負担水準0.3以上0.35未満		1							
	 +	負担水準0.25以上0.3未満	3	2	0						
	1	負担水準0.2以上0.25未満	3	3	0						
		負担水準0.15以上0.2未満		4							
	地	負担水準0.1以上0.2不同 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1±満	3	5	0						
	地	真這水平0.00以上0.1水閘		6	_						
		負担水準0.05未満		7							
				8		0	0		0		0
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		0	·		·		0
슴	ì	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	_	0	•	0	-		-		0
-		税負担据置のもの		1		0					
#	L	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの 負担水準0.2未満		3		0			-		(
ΪŢ	I		_	-	-	-	ł	0	0	P	
		計	4	4	0	0	0	0	0		0



第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都追	直府 県	名	群馬県
市	町 村	名	吉岡町

							(1)		(2)		(3)			(4)		(5)
		□	(\)	4-	77.		納税義務者	ţ	也 積	決	定価	格	課	. 税標準額	4	É 数
		区	分	行	畓	亏	(人)		- (千m²)			F円)		(千円)		(筆)
	本則	 による(価格の3分の2	2) 課税がなされたもの	9 0	1	0	12	24		39		1 1 7/	54	(113)	69	80
_		1	負担水準0.95以上1.0未満	0		1										
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0									1			
般		As I as also del	負担水準0.85以上0.9未満	0									T			
州又		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0												
		// Lu = m = //	負担水準0.75以上0.8未満	0	-	0										
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0	7											
			負担水準0.65以上0.7未満	0	8	_										
街			負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0										
	上		負担水準0.55以上0.6未満													
// .	記		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0										
化	以		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0										
	外		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0							1			
区		在 和 那 市	負担水準0.35以上0.4未満	2 = 11.11												
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0										
域			負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0										
坝			負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0										
			負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0										
農			負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0										
			負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0										
地			負担水準0.05未満	2	1	0										
		計		2	2	0	_ф 0	j.	0	6		0	р	0	る	
	本則	川による課税がなされた	さもの	2	3	0										
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0										
		貝担調登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0										
^		負担調整率1.05 負担調整率1.075	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0										
介			負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0										
			負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0										
			負担水準0.7以上0.75未満	2												
		記 以	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0										
在			負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0										
	上		負担水準0.55以上0.6未満	3												
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3												
	以		負担水準0.45以上0.5未満	3												
ette	外		負担水準0.4以上0.45未満	3												
農			負担水準0.35以上0.4未満	3												
			負担水準0.3以上0.35未満	3												
			負担水準0.25以上0.3未満	3												
			負担水準0.2以上0.25未満	3									<u> </u>			
地			負担水準0.15以上0.2未満	4												
			負担水準0.1以上0.15未満	4		•										
			負担水準0.05以上0.1未満	4		•							<u> </u>			
			負担水準0.05未満	4				<u> </u>								
			計	4	4	0	0		0			0		0		



第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
本	本則による課税がなされたもの			12	24	39	54	69
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
•	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	, (1—1), (1—1)	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満	5 0 0 5 1 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	5 1 0					
4		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
上		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
記		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
以外		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	,	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	貝担剛登平1.10	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
Ī		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
	計		6 6 0	0	0	0	-	
4	は則による課税がなされたもの		6 7 0	0	0	0		
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0		
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0		
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0		
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0		
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	
٠		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	
L		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	
1 1		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	
上	_	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	-	
記	Į			0	<u> </u>			
	ζ		7 0 0	0	0	0		
記以	ζ	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0		
記以	ζ	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	
記り外	\ -	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	8 0 0 8 1 0	0	0	0	0	
記り外	\ -	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	8 0 0 8 1 0 8 2 0	0 0	0 0	0 0 0	0 0	
記り外	\ -	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	8 0 0 8 1 0 8 2 0 8 3 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
記り外	\ -	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	8 0 0 8 1 0 8 2 0 8 3 0 8 4 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	
記り	\ -	負担水準0.4以上0.45末満 負担水準0.35以上0.4末満 負担水準0.3以上0.35末満 負担水準0.25以上0.3末満 負担水準0.2以上0.25末満 負担水準0.15以上0.2末満 負担水準0.1以上0.15末満	8 0 0 8 1 0 8 2 0 8 3 0 8 4 0 8 5 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	
記り外	\ -	負担水準0.4以上0.45末満 負担水準0.35以上0.4末満 負担水準0.3以上0.35末満 負担水準0.25以上0.3末満 負担水準0.2以上0.25末満 負担水準0.15以上0.2末満 負担水準0.1以上0.15末満 負担水準0.05以上0.1末満	8 0 0 8 1 0 8 2 0 8 3 0 8 4 0 8 5 0 8 6 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	
記り外	\ -	負担水準0.4以上0.45末満 負担水準0.35以上0.4末満 負担水準0.3以上0.35末満 負担水準0.25以上0.3末満 負担水準0.2以上0.25末満 負担水準0.15以上0.2末満 負担水準0.1以上0.15末満	8 0 0 8 1 0 8 2 0 8 3 0 8 4 0 8 5 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	